

令和8年度「クレフィール湖東」安全運転研修助成事業実施要領

公益社団法人兵庫県バス協会

(事業内容)

第1条 この要領は、公益社団法人兵庫県バス協会（以下「兵庫県バス協会」という。）が運輸事業振興助成交付金事業として、バス事業者（公営事業者を除く。以下「事業者」という。）が、クレフィール湖東が行う安全運転研修を受講しその受講費の一部の助成を受ける場合について助成金を交付することを目的とします。

(助成対象)

第2条 対象期間は、通年とします。

(助成額)

第3条 助成金の交付額は、スクリーニング検査費用に対し1名 15,000円を限度（限度額）とします。

また、申込が多数で受診者数が当協会の令和8年度クレフィール湖東安全運転研修助成事業予算を超えることとなったときは、予算額の範囲内で調整をさせていただきます。

(交付申請)

第4条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1の「請求書」にクレフィール湖東が発行する研修終了証明書を添えて、兵庫県バス協会に請求します。

(交付決定)

第5条 兵庫県バス協会は、申請状況により助成人数を決定し助成します。

(助成金の交付取消と返還)

第6条 事業者が、次に掲げる各号のいずれかに該当することとなったときは、本助成金を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他助成金の交付内容若しくは、これに付した条件、その他法令又は本要領に基づく命令に違反したとき。

事業者名
住 所
代表者名

印

クレフィール湖東の安全運転研修を受講しましたので、受講費の助成を下記のとおり請求します。

1. 助成人数 名

2. 助成金額 円

3. 助成金振込先

① 金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・その他

② 支店名 _____ 支店

③ 預金種別 普通預金 ・ 当座預金

④ 口座番号 _____

⑤ 口座名義 _____

- ① クレフィール湖東が発行する研修終了確認書（写し）等
- ② 受講者が複数名の時は、受講者名簿等